

# 4月から熊野町福祉事務所を設置します

## 熊野町福祉事務所

4月から、民生課及び福祉課内に「熊野町福祉事務所」を設置します。これにより、福祉に関する悩み事について、身近な町役場で相談から支援の実施まで一元的にサービスが提供できるようになります。

住民の皆さんに便利で、迅速なサービスを提供していきます。お気軽に相談ください。

▽設置場所：役場庁舎南館1階

▽業務内容と連絡先：

区分	業務内容	問い合わせ先
生活保護に関すること	生活保護の開始・変更・停止・廃止 生活保護の方法の決定・実施など	民生課生活福祉グループ ☎820-5614
児童の福祉に関すること	児童扶養手当の認定と支給 助産施設及び母子生活支援施設への保護	民生課児童福祉グループ ☎820-5635
母子及び寡婦の福祉に関すること	母子自立支援員によるひとり親家庭などへの自立の支援に関する相談	
家庭内暴力の防止に関すること	配偶者からの暴力の防止に関する相談 や被害者の自立に向けた相談	福祉課障害者福祉グループ ☎820-5605
障害児(者)の福祉に関すること	障害児福祉手当・特別障害者手当・ 経過的福祉手当の認定と支給	

福祉課障害者福祉グループ  
☎820-5605

福祉課にご返還ください。

※平成20年度分の利用券(紫色)は、4月1日(水)以降は使用できませんので、福祉課にご返還ください。



### 福祉タクシー利用券の交付について

重度障害者(児)の社会活動を支援するため、平成21年度分の福祉タクシー利用券(620円券・24枚つづり)を交付します。

- ①身体障害者手帳(1級・2級)の所持者
  - ②療育手帳(A・A)の所持者
  - ③精神障害者保健福祉手帳(1級)の所持者
- ▽手続き方法  
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を福祉課にご持参ください。

### 熊野町手話通訳者派遣事業のご案内

4月1日(水)からの実施内容等が変わります。

- 変更内容
- ①派遣区域の変更  
広島県内に拡大(変更前：町内)
  - ②事業運営主体の変更  
広島県手話通訳派遣委員会(変更前：熊野町社会福祉協議会)
  - ③申し込み先の変更  
広島県手話通訳派遣委員会へFAXにより直接申し込んでください。

※初めて申し込みをする人は、利用要件の確認手続きが必要です。

広島県手話通訳派遣委員会(社団法人広島県ろうあ連盟)  
☎252-0303  
☎252-0309  
(福祉課)

# 定額給付金の申請手続きを開始します

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的に、定額給付金を給付します。

申請書類は、町から全世帯に郵送でお届けします。同封の説明書をご覧ください。期限内に申請してください。(全世帯への配達に数日を要します。4月8日(水)頃までに届かない場合は、定額給付金専用電話までご連絡ください。)



▽申請(請求)期間：4月1日(水)～10月1日(木)

▽申請に必要なもの：申請書のほか、振込先口座が確認できる預金通帳の写しが必要です。

▽申請方法：返信用封筒により、郵送等でお届けください。(切手は不要です)



定額給付金専用電話 ☎820-5657  
☎820-5658  
(政策企画課)

### ご注意ください

- 申請書類は、他人によるなりすまし申請を防ぐため、世帯主の現住所に限り、郵送でお届けします。一人暮らしの人が長期入院されているような場合は、留守宅をまかされている人から、ご本人にお届けいただくよう、ご協力をお願いします。
- 申請書(請求書)は、お届けした用紙の右半分です。用紙を切り分け、右半分に必要事項を記入し、振込先口座が確認できる預金通帳の写しを添えて返送してください。
- この給付金を申請(受給)できる人は、世帯主か、同一世帯に属する人(世帯構成者)です。たとえ同じ建物で暮らしていても、世帯が別であれば、特別な事情がない限り代理での申請、受給はできません。
- この給付金は、平成21年2月1日(基準日)時点での住所地の市町村が給付します。基準日の翌日以後に生まれた人は、給付の対象になりません。また、熊野町への転入日が基準日の翌日以後である人には、前住所地から申請書類が届きます。(市町村により申請書類の発送時期が異なります)
- この給付金を確実に安全に給付するため、指定された口座に振り込みます。特別な事情があり、口座を開設できない人には、やむを得ず現金給付を行います。その場合、あらかじめお申し出いただいた上で、別に町が指定する日に、本人であることが確認できる書類(運転免許証やパスポートなど)の写しや印鑑をお持ちいただくなど、お手間をおかけすることになります。

### オストメイト対応トイレのご案内

役場庁舎、町民会館に、オストメイト対応トイレ設備を設置しました。



▽設置場所：役場庁舎南館1階(多目的トイレ)、町民会館1階(障害者用トイレ)

※オストメイトとは、病気などが原因で、腹部に人工肛門や人口膀胱を持ち、便や尿を溜めておくための袋を装着している人のことをいいます。

※オストメイト対応トイレ設備は、袋に溜まった便や尿の処理、腹部や衣服の洗浄を容易にするためのものです。

福祉課障害者福祉グループ  
☎820-5605